

質問事項	回答
<p>提出要綱3.対象事業者について 「高知県内に本社もしくは営業所を有し」とありますが、JVで参加する場合、代表構成員の本社もしくは営業所が高知県内に有していれば、JVの他の構成員については、本社もしくは営業所を高知県内に有していなくても参加可能でしょうか。 また、一級建築士の人数については、JV全体で2名在籍していれば良いでしょうか。</p>	<p>JVの場合、代表構成員が県内事業者(県内に営業所を有する事業者)であれば参加可能です。 ただし、1級建築士がJV全体で2名以上とした場合、代表構成員は0名、県外の構成員で2名の場合も可能となり、対象事業者を県内事業者とした方針に合致しないため、県内の構成員で2名以上在籍していることが必要です。代表構成員で2名以上在籍していることが必要です。</p>
<p>提出要領7-(2)には3つのテーマが示されており、それ等の表現は、同9-(2)の⑨⑩⑪によると何れも「様式9」となっています。また、「様式9」の頭注には「2枚以内で提出」とあります。そこで確認ですが、「3つのテーマ⑨⑩⑪の表現は様式9に2枚以内で記載する」と考えて宜しいですか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
<p>計画建物の構造及び階数に関してお尋ねします。“令和6年度十川小中学校校舎整備基本構想委託業務”p.22の冒頭には「校舎は鉄筋コンクリート造3階建て」とありますが、“構造”及び“階数”は四万十町様が希望されている設計条件なのでしょうか。</p>	<p>令和6年度十川小中学校校舎整備基本構想委託業務報告書内の「校舎は鉄筋コンクリート造3階建て」は、あくまで基本構想受託者からの報告であり、今回の業務における希望設計条件ではありません。 本町からの設計条件は、「プロポーザル提出要領」7.業務の概要(2)業務上の実施上特に配慮すべき事項、及び「令和7年度 十和小・中学校校舎新築工事基本設計業務 別紙書式等」計画概要(建物)4. 整備方針、並びに業務の実施上特に配慮すべき事項に記載のとおりです。</p>
<p>“令和6年度十川小中学校校舎整備基本構想委託業務”p.24の“小中学校合同校舎想定範囲図”をCADデータでいただけませんでしょうか。その際は縮尺の明示に加え、50m等の長さを示す線分を入れておいていただけると、当方で縮尺調整できます。</p>	<p>メールに添付しておりますので、ご確認ください。 ※他社でも必要な場合は、お送りしますのでご連絡ください。</p>
<p>様式2の脚注6に「同種とは保育所や福祉施設等。類似とは幼稚園等、用途的に類似しているもの等。」とあります。件の用途は小・中学校ですが、文科省の「新しい時代の…(最終報告)」には、「教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定概念から脱し、学校全体を学びの場として捉え直す。」と示されていることもあります。今回の同種・類似用途の定義がなされたものと拝察します。そこでなお確認ですが、様式2の同種・類似は脚注6に示されたとおりの用途と考えて宜しいですか。</p>	<p>該当箇所は、「同種とは、学校を示します。類似とは、学校等用途的に類似しているもの等を示します。」と訂正し、ホームページの添付ファイルも修正しております。大変ご迷惑をおかけいたしました。</p>
<p>小中学校の既存校舎の平面図をお示しいただけないでしょうか。特に残存が前提の小学校特別教室棟1・2、中学校特別教室棟、屋内運動場、プールも併せてお示しいただけると有難いです。</p>	<p>該当データをホームページに添付いたしました。</p>
<p>小・中学校の教職員数を、それぞれ御教示ください。</p>	<p>「令和7年度 十和小・中学校校舎新築工事基本設計業務 別紙書式等」計画概要(建物)の(4)基本設計委託対象建物等に記載しております。</p>
<p>職員用の駐車場に関してお尋ねします。 小学校校舎北側と屋内運動場のピロティには、それぞれ何台ずつ駐車していますか。</p>	<p>おおよそになりますが、 ・小学校北側 15台程度 ・屋内運動場ピロティ 15台程度 は駐車可能です。</p>

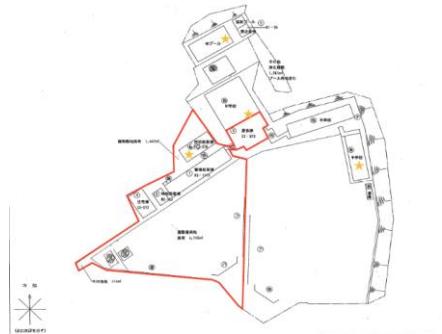
<p>“令和6年度十川小中学校校舎整備基本構想委託業務”p.23には、今回の合同校舎の必要諸室・室数・面積が示されていますが、下記に関して御教示ください。</p> <p>①表に記載の室以外の室やスペースは提案できますでしょうか。</p> <p>②一部に室数・面積とも過剰(不足も有り)と思われるものがありますが、提案者側で適宜調整して宜しいでしょうか。</p>	<p>①・②ともに、調整・提案いただいて差し支えありません。ただし、「十和小学校特別教室棟、並びに十和中学校特別教室棟」は、今後も使用する予定ですので、それらを鑑みたご提案をお願いいたします。</p>
<p>“計画概要”3-(3)敷地の概況に、「北側は農地(整備に必要な場合、……発掘調査が必要)」とあります。これは、「必要と思われる場合は、敷地北西の農地も計画範囲に含んで可」という意味でしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
<p>現地確認はできますでしょうか。できるのであれば時間帯等の見学要領を教えてください。</p> <p>①月曜～金曜 ②土・日・祝日</p>	<p>現地確認は①のみとなります。なお、現地確認を希望する場合は、両校と調整をいたしますので、いくつか候補日を担当者までご連絡ください。</p>
<p>現在の小・中学校の給食受入れ口の位置を教えてください。</p>	<p>①小学校 小学校の給食受入れ口は、校舎と特別教室棟(北側)の間にあります。 ②中学校 中学校の給食受入れ口は、中学校と体育館との間にある通路にあります。</p> <p>なお、詳細な位置は、添付図のとおりです。</p> 
<p>実施設計の委託業者は、どのような方法で決定する予定でしょうか。(プロポーザル、競争入札等)</p>	<p>プロポーザル提出要領、並びに四万十町ホームページに記載しておりますが、プロポーザル方式(技術提案書をもとにしたプレゼンテーション審査も含む)で決定いたします。</p>
<p>最近のプロポーザルにおいては、公告にて委託金額の上限が示されていることがほとんどですが、四万十町様におかれましても、本業務の委託金額の上限をお示しいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>委託金額は、選定業者と協議のうえ決定とさせていただきますので、現時点での公表はいたしません。</p>
<p>様式2 備考欄6に「同種とは、学校を示します。類似とは…」とありますが、同種は告示第八号 別添二第七号第1類に掲げる用途、同類は同表第十一号第1類に掲げる用途という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>四万十町ホームページ内の「質疑・回答一覧」「2025.11.18_内容更新」で記載しておりますが、様式2備考欄6は「同種とは、学校を示します。類似とは、学校等用途的に類似しているもの等を示します。」に訂正しております。</p>
<p>県内事業者2社+県外事業者1社の3者JVは可能と考えて良いでしょうか。またその場合、県内事業者に一級建築士が各1名ずつ(合計2名以上)の場合でも応募は可能でしょうか。</p>	<p>四万十町ホームページ内の質疑・回答一覧にも記載しておりますが、JVの場合、代表構成員(県内事業者)に一級建築士が2名以上いる事を条件としております。</p>

<p>総括責任者はJVの代表構成員ではなく構成員に所属する者でも問題はないでしょうか。</p>	<p>総括責任者は、代表構成員に所属する者となります。</p>
<p>JVを組む予定であるが、参加表明書を代表構成員もしくは構成員の名前で応募しています。問題ないでしょうか。</p>	<p>参加表明書は、代表構成員名で提出をお願いいたします。</p>
<p>水泳の授業の際の更衣についてお尋ねします。 プールの付属棟に生徒・職員用と思われる男子・女子更衣室が夫々ありますが、実際に、児童・生徒・職員の更衣は、全てこの付属棟を利用していますか。</p>	<p>水泳授業の着替えにつきましては、 ①小学生 ・授業前は、教室等を利用 ・授業後は、プールの更衣室を利用 ②中学生 ・全てプールの更衣室を利用 ③教職員 ・教職員のロッカーハウス等を利用 となっております。</p>
<p>自転車で通学している児童・生徒は夫々何名程度でしょうか。また、その子どもたちは全員が体育館1階のピロティに駐輪していますか。</p>	<p>生徒等の通学用自転車は、体育館ピロティ内の指定場所に駐輪しています。 なお、現在の自転車通学者は、小学生0名(自転車通学が可能な地区は1地区あり。)・中学生は13名となります。</p>
<p>基本設計の業務期間にに関してお尋ねします。 提出要領8の委託期間(予定)は、「令和7年12月下旬～令和8年3月下旬」とあります。また、同要項9-(6)には、「審査結果については・12月下旬を目途に・通知」とあるので、業務着手は早くとも令和8年の年初と推測されます。これ等から読み取ると、実質の業務期間は“2.5ヶ月程度”と思われますが、業務期間の延長はご予定されておりますでしょうか。</p>	<p>現状では、令和8年3月下旬までの契約となります。ただし、業務の進捗状況により、選定業者と協議のうえ、6月末日を目途に業務期間の延長も検討いたします。</p>
<p>上記質問のご回答が「延長予定あり」の場合、「様式7 基本設計工程計画」を起案するための条件となる“最終工期(成果品提出)”をご指示ください。</p>	<p>上記回答のとおりとなります。</p>
<p>残存別棟となる①特別教室棟1(小学)、②特別教室棟2(小学)、③特別教室棟(中学)、④屋内運動場、⑤プール付属棟 夫々の建築基準法における建築種別をご教示ください。 例)耐火建築物、準耐火建築物、その他の建築物</p>	<p>十和小学校分は、 ・特別教室棟(校舎西側)は、解体予定のため省略 ・特別教室棟(校舎北側)は、S造耐火建築物(耐火被覆) 十和中学校は、 ・特別教室棟(校舎東側)は、RC造耐火建築物 ・屋内運動場は、その他の建築物 ・プール付属棟は、その他の建築物としてください。</p>
<p>JVでの参加は可能ですか。 可能でしたら一級建築士を各構成員から1名ずつ、合計2名としてもよいですか。</p>	<p>JVでの参加は可能です。 ただし、他社からの質問でも回答しておりますが、代表構成員が県内事業者で、かつ一級建築士が2名以上所属している事が必要です。</p>
<p>単独参加にて、一級建築士が2名のうち、非常勤1名を加えてよろしいですか。</p>	<p>単独参加の場合においても、一級建築士2名の常勤が必要です。</p>
<p>敷地内と校舎を見学させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。なお、校舎内を見学する場合は、平日のみとなりますので、候補日をいくつか担当者までご連絡ください。</p>

<p>様式4、備考5について、主要業務実績と同種・類似業務実績ともに過去10年間のみを記入するという事でしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
<p>(参考)令和6年度十川小中学校舎整備基本構想委託業務報告書P.17、既存建物との関係の整理と整備において、「屋内運動場及びプール棟、両校の特別教室棟」に関しては既存を利用する事」とあります。これらは必ず既存利用をする必要がありますか。また、残す必要のある建物以外に、残すべき施設等(樹木や記念碑等)はありますか。</p>	<p>屋内運動場及びプール棟、両校の特別教室棟は、既存を利用する事でお願いします。なお、樹木・記念碑等は、選定業者と協議の上、移転等の対応を行う予定です。</p>
<p>令和7年度 十和小・中学校校舎新築工事基本設計業務別紙書式等 計画概要(建物)(3)敷地の状況と周辺状況 敷地の場所に四万十町立十和中学校敷地内とありますが、小学校側の敷地は計画敷地外ということでしょうか。それとも基本構想のよう、小学校敷地まで、建築可能な敷地と想定してよいでしょうか。 また特別教室棟や屋内運動場、プール棟へのアプローチも提案対象として良いでしょうか。</p>	<p>十和小学校敷地内は、対象外としています。 なお、特別教室棟・屋内運動場・プール棟へのアプローチは、今回ご提案いただいても差し支えありません。</p>
<p>技術提案書(プロポーザル)提出要領7業務の概要(1)内の「業務委託内容については、別紙-1「業務委託内容一覧」によるものとし」とありますが、別紙-1の資料は令和7年度 十和小・中学校校舎新築工事基本設計業務 別紙書式等の基本計画書のことでしょうか。また、本プロポーザルは基本設計業務委託を対象としておりますが、実施設計業務については別途委託業者の選定が行われますか。</p>	<p>別紙-1「業務委託内容一覧」は、令和7年度 十和小・中学校校舎新築工事基本設計業務 別紙書式等の基本計画書ではなく、別途ホームページ等で公開する予定です。なお、実施設計業務については、現在のところ、原則、基本設計委託業務の選定事業者に委託したいと考えております。</p>
<p>令和7年度 十和小・中学校校舎新築工事基本設計業務別紙書式等 計画概要(建物)(4)基本設計委託対象建物等 ○施設規模：約2,000～2,500m²程度(想定延床面積)とありますが、延べ床面積はこの範囲に収まる面積である必要がありますか。</p>	<p>施設規模については、「令和7年度 十和小・中学校校舎新築工事基本設計業務 別紙書式等」計画概要の4整備方針、並びに業務の実施上特に配慮すべき事項⑦で記載のとおり、「今後の児童生徒数の推計値を参考にし、低層階かつ、できる限りコンパクトで児童・生徒等がフレキシブルに利用できる施設」としておりますので、その方針に合致するのであれば、想定延床面積を遵守しなくとも構いません。</p>
<p>(参考)令和6年度十川小中学校舎整備基本構想委託業務報告書P22「保健室、職員用更衣室及び教材倉庫は小学校と中学校それぞれ1室ずつと想定している」とありますが、P23各室面積表では保健室、職員用更衣室及び教材倉庫は室数1(更衣室は男女で2室)となっています。これは小中共有したものとして考えてよいでしょうか。また、校長室は小中あわせて1室としてよいでしょうか。</p>	<p>今回、小学校・中学校それを一体化した校舎の建築(合築)を予定しておりますので、その利点を活かしたご提案をお願いします。 そのため、共有できる教室や保健室等についても、一体化の利点を活かしたご提案をお願いします。なお、校長室は1室の提案でもかまいません。</p>
<p>同種・同類の実績について 建物の用途が学校および学校等であれば、新築・増築・改築のいずれでもエントリー可能だと考えてよろしいでしょうか。既存校舎を運用しながら増築や改築を行った工事の実績も、本業務を遂行できる能力を示す十分な実績だと考えます。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
<p>提出要領9(6)-プレゼンテーションについて パワーポイントを使用することは可能でしょうか。 また、プロジェクターおよびスクリーンをお借りする事は可能でしょうか。 可能な場合、下記の仕様についてもお教えください。 ・スクリーン:たてよこサイズ ・プロジェクター:メーカー名、機種品番</p>	<p>パワーポイントでの提案も可能です。 なお、100インチ程度のスクリーンはお貸しますが、プロジェクターは各社でご用意ください。</p>
<p>提出要領9(6)-プレゼンテーションについて 模型をの持参はお認めいただけますでしょうか。</p>	<p>令和7年度 十和小・中学校校舎新築工事基本設計業務別紙書式等の様式9、10に記載しておりますが、模型の持参は認めておりません。</p>

提出要領9(6)-プレゼンテーションについて 発表者の人数制限はございますでしょうか。	部屋の広さに制限がありますので、多くても5・6名程度でお願いします。
提出要領9(6)-プレゼンテーションについて プレゼンテーションは応募者全員がおこなう認識で間違いないでしょうか。 また日付については12/18で確定、時間帯は未定でしょうか。	技術提案書(プロポーザル)提出要領 4基本設計業者選定の方式で、「技術提案書の提出を受けた後、選定委員会において審査等を行い当該業務に最も適した設計者を特定します。なお、この決定に際しては提案事業者にプレゼンテーション等を依頼する場合があります。」と記載のあとおり、技術提案書を審査し、プレゼンテーションを依頼する提案事業者に通知をする予定です。 そのため、全ての応募者がプレゼンテーションを行うとは限りません。 なお、プレゼンテーションは12月18日で確定しており、時間は未定です。
現在の十川小中学校の敷地及び周辺道路のレベルがわかるものをご提示頂けないでしょうか。	詳細な測量を行っておりませんので、今回は提示いたしません。
既存建物もしくは、小鳩保育所等近隣建物を建設された際のボーリング調査報告書があれば貸与頂けませんか。	選定業者のみに貸与いたしますので、今回は提示いたしません。
農地の測量及び造成の基本設計に関してお尋ねします。 「必要と思われる場合は、中学校校舎北側の農地も計画範囲に含んで可」とのご回答ですが、必要範囲の測量及び造成の基本設計は本業務とは別途と考えて宜しいでしょうか。	中学校校舎北側の農地も整備する事になれば、選定業者と協議のうえ、決定いたします。
“令和6年度十川小中学校校舎整備基本構想委託業務 p.3の 通学状況”では、「通学バスの利用者」の人数が記載されていますが、この「通学バス」とは“スクールバス”的ことでしょうか。 また、そうであれば校内の乗降場所を教えてください。	上段は、お見込みのとおりです。 スクールバスの乗降場所は、主に以下の2か所となります。 

十和小学校敷地は計画敷地の対象外とのことです
が、小学校の敷地としましては添付資料の赤枠内とい
う認識でよろしいでしょうか。
また★マークの場所に対しては小学校敷地内でもア
プローチの提案が可能という事で間違いないで
しょうか。



本業務の計画場所は、「計画概要(周辺図)」に記載のと
おりです。

加えて、現段階では、新築校舎整備時に十和小学校は
学校運営を行う予定ですので、それらを鑑みたご提案を
お願いします。

なお、特別教室棟等へのアプローチについては、ご提案
いただいても差し支えありません。